

補償項目	備 書		疾 病		個人賠償責任	携行品損害	救護者費用等	航空機寄託手荷物遅延費用				
	死亡・後遺障害		治療費用									
保険金額	本人会員 5,000万円 (注1)	ご家族の方 1,000万円 (注1)	本人会員 500万円 (1事故の限度額)	ご家族の方 250万円 (1事故の限度額)	本人会員 5,000万円 (1事故の限度額) (免責金額なし)	ご家族の方 2,500万円 (1事故の限度額) (免責金額なし)	本人会員 50万円 (1旅行中・補償期間中・高度額) (免責金額3,000円)	ご家族の方 25万円 (1旅行中・補償期間中・高度額) (免責金額3,000円)	本人会員 300万円 (1旅行中・補償期間中・高度額)	ご家族の方 150万円 (1旅行中・補償期間中・高度額)	本人会員 10万円	ご家族の方 10万円
保 険 金 を お 支 払 い す る 場 合	被保険者が旅行行程（注2）中に急激かつ偶然な外来の事故により身体にケガを負い、そのケガが原因で、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合または約款所定の後遺障害が発生した場合		被保険者が旅行行程（注2）中に急激かつ偶然な外来の事故により身体にケガを負ったケガのため医師の治療を要した場合		(1) 被保険者が旅行行程（注2）中または旅行行程終了後48時間以内（病気の原因が旅行中に発生したものと見なす。）に病気にかかり、旅行行程終了後48時間を経過するまでに医師の治療を開始した場合 (2) 被保険者が旅行行程中に感染した感染症（注3）がもとで旅行行程終了後その日を含めて14日を経過するまでに医師の治療を開始した場合		被保険者が旅行行程（注2）中に発生した偶然な事故により、他人の身体に被害、または他人の財物（レンタル業者から貸借した旅行用品を含みます。）を損壊しまたは失窃し、法上上の損害賠償責任を負った場合		(1) 旅行行程（注2）中にケガまたは自殺行為のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合 (2) 旅行行程（注2）中に病気、妊娠、出産、早産、流産により責任期間中に死亡した場合 (3) 旅行行程（注2）中に発病した病気のため、責任期間終了後その日を含めて30日以内に死亡した場合（旅行行程（注2）中に医師の治療を開始し、その後も引き続き治療を受けていた場合に限ります。） (4) 旅行行程（注2）中のケガのため、7日以上続けて入院した場合 (5) 旅行行程（注2）中に発病した病気のため、7日以上続けて入院した場合（旅行行程（注2）中に医師の治療を開始していた場合に限ります。） (6) 旅行行程（注2）中に搭乗中の航空機・船舶が航行予定のルートから離脱した場合は、必要不可欠な衣類） (7) 旅行行程（注2）中の急激かつ偶然な外来の事故により被保険者の死亡が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動が必要となったことが警察等公的機関により確認された場合		被保険者が旅行行程（注2）中に搭乗する航空機が予定していた目的地に到着してから6時間以内に、寄託手荷物が予定していた目的地に搬送されなかったために、被保険者が目的地において衣類、生活必需品等を購入またはレンタルし、その費用を負担した場合	
	など		など		など		など		など		など	
お 支 払 い す る 保 険 金	(1) 死亡の場合：保険金額の全額 (2) 後遺障害の場合：後遺障害の程度に応じて保険金額の4%～100% ※死亡保険金、後遺障害保険金は保険期間満了後に合算し死亡・後遺障害保険金か限度となります。 死亡保険金または後遺障害保険金を支払うべき他のクレジットカード付帯保険契約がある場合において、それ以外のクレジットカード付帯保険契約の支払責任額（*1）の合計額が、最高支払上限額（*2）を超えるとき、引受保険会社は、他のクレジットカード付帯保険契約から保険金が支払われていない場合はこの保険の支払責任額（*1）を、他のクレジットカード付帯保険契約から保険金が支払われた場合は最高支払上限額（*2）から支払われた保険金の合計額を差し引いた残額を、この保険契約の支払責任額（*1）を限度にお支払いします。 （*1）他のクレジットカード付帯保険契約がないものとして算出した被保険者1名あたりが支払うべき保険金の額をいいます。 （*2）それぞれのクレジットカード付帯保険契約において規定された支払上限額のうち、最も高い額をいいます。		事故の発生の日からその日を含めて180日以内に被保険者が支払った次の費用を1事故につき傷害治療費用保険金額の範囲内でお支払いします。（注4） (1) 治療費または入院調剤の費用 (2) 入院または通院のため必要となった交通費 (3) 治療のため必要となった通院搬入費用 (4) 入院に必要になった次の費用（ただし1回の事故について20万円を限度とします。） イ・国際電話料金等通信費 ロ・入院に必要な身の回り品購入費（5万円限度） (5) 入院し、その結果当初の旅行行程を離脱した場合において現実に支出した補償するものの交通費および宿泊費、行程復帰するための交通費および宿泊費 (6) 義手・義足の修理費		1事故につき個人賠償責任保険保険金額を限度として個人賠償責任保険保険金をお支払いします。 ※ 法律上の損害賠償責任の額は別に、損害の発生・拡大の防止費用、引受保険会社の同意を得て支出した訴訟交渉費用および引受保険会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用等をお支払いします。ただし、1回の事故につき損害賠償金の額が個人賠償責任保険保険金額を超える場合は、訴訟交渉費用および訴訟費用は個人賠償責任保険保険金額の損害賠償金の額に対する割合に応じて保険金をお支払いします。		旅行品1つ（1組または1対）あたり10万円（航空券・乗車券等については5万円）を限度として時価額または修理費のいずれか低い額をお支払いします。ただし、旅行品損害保険金をもって同一の旅行期間中の支払限度額として再取得費用（現地に負担した場合に限ります。運送費・交通費を含みます。）をお支払いします。 ※1回の事故につき損害額のうち、免責金額（自己負担金額）3,000円は被保険者負担となります。		保険契約者、救済対象者およびその親族の方が支出した次の費用を保険期間満了後に、救護者費用等保険金の範囲内でお支払いします。 (1) 療養給付費用 (2) 現地への航空運賃など交通費（3名分限度） (3) 現地および現地での行程におけるホテル等宿泊施設の客室料（3名分限度）（ただし、1名につき1泊以内） (4) 現地のからの送迎費用 (5) 遺体処理費用（ただし100万円限度） (6) 遺体手続費等の現地の公的機関（20万円限度） ※傷害治療費用保険金、疾病治療費用保険金が支払われるべき費用についてはお支払いの対象となりません。		目的地へ到着後、96時間以内で、かつ、寄託手荷物が被保険者のもとに到着するまでの間に負担した次の費用をお支払いします。 (1) 衣類の購入・レンタル費用（下着、寝間着など必要不可欠な衣類） (2) 生活必需品の購入・レンタル費用（洗面用具、かみり、しふろ） (3) 上記（1）、（2）以外にやむを得ず必要となった身の回り品の購入・レンタル費用 ※1回の寄託手荷物の遅延につき、10万円が限度となります。	
	など		など		など		など		など		など	
（ 保 険 金 が 主 な 免 責 事 由 な い 主 な 場 合 ）	(1) 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 (2) 被保険者の競争行為・自殺行為・犯罪行為 (3) わちうら成または悪徳で医学的常理を逸するもの（注4） (4) 戦争、外国の武力行使、政權奪取、内乱または革命等の事変（注5） (5) 放射能汚染または放射線照射 (6) 被保険者が欠けがれに該当する際に発生した事故 ア、法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機付自転車運転している間 イ、道路交通法第65条第1項に定める飲酒を帯びた状態で自動車または原動機付自転車運転している間 ウ、高熱、大熱、おふれ、発熱、嘔吐、下痢等の影響により正常な運転ができないうえにその状態で自動車または原動機付自転車運転している間 エ、被保険者の脳疾患、病気または心臓疾患 (7) 被保険者の妊娠、出産、早産または流産 (8) 旅行開始前または終了後に発生したケガ (9) 危険な運動等を行っている間の事故（山岳登山（ビュッ、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの）、リュージュ、ボブスレー、スノボ、スキー、ハンググライダー、滑車、超軽運動機（モーター・ハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等） 搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに関する危険な運動）		(1) 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 (2) 被保険者の競争行為、自殺行為、犯罪行為 (3) 航空機、船舶、車両または鉄道の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 (4) 妊娠、出産、流産または早産に起因する疾病 (5) 歯科疾病 (6) 放射能汚染または放射線照射 (7) わちうら成または悪徳で医学的常理を逸するもの（注4） (8) 旅行開始前に発病した病気（既往症）		(1) 保険契約者、被保険者の故意 (2) 職務遂行に直接起因する損害賠償責任 (3) 航空機、船舶、車両または鉄道の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 (4) 妊娠、出産、流産または早産に起因する疾病に起因する損害賠償責任 (5) 受託者等に関する損害賠償責任		(1) 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 (2) 保険の対象の欠陥、自然の消耗、かき腐れまたは材料の劣化 (3) 盗し、押入、没収、破壊等または公共団体の公権力の行使（ただし、火災消火・避難装置としてなされた場合を除きます。） (4) 保険の対象の置き忘れまたは紛失 (5) ホテルの客室および室内の動産（セーフティボックスのキーおよびリモコンを含みます。）および賃貸業者から被保険者が直接借り入れた旅行用品、生活用品は受託物から除きます。		(1) 保険契約者、被保険者、救済対象者または保険金受取人の故意または重大な過失 (2) 戦争、外国の武力行使、政權奪取、内乱、革命等の事変（注5） (3) 核燃料物質などの放射性・爆発性・その他有害な特性による事故 (4) 上記（3）以外の放射線照射または放射能汚染 (5) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波		(1) 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意、重大な過失または法令違反 (2) 戦争、外国の武力行使、政權奪取、内乱、革命等の事変（注5） (3) 核燃料物質などの放射性・爆発性・その他有害な特性による事故 (4) 上記（3）以外の放射線照射または放射能汚染 (5) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波	
	など		など		など		など		など		など	

(注1) 被保険者が他のクレジットカードを所有している場合において、この保険契約に基づいてお支払いすべき保険金が被保険者1名あたり支払上限額を超えるときは、引受保険会社は、法人カード（法人等がご利用代金支払債務を負うもの）および法人カード以外の特定クレジットカードにおける支払上限額（*）の合計額を限度として保険金をお支払いします。（*）それぞれの支払上限額が異なる場合には、その被保険者については、そのうち最も高い額とします。なお、上記「お支払いする保険金」の限度額は、それぞれのクレジットカード付帯保険契約において、法人カードまたは法人カード以外の特定クレジットカードの別により、それぞれ適用します。 ※死亡保険金の受取人は被保険者の法定相続人になります。

(注2) 旅行行程は、会員資格が有効な期間中に開始された旅行期間（海外旅行の目的で住居を出発してから住居に帰着するまでの間、かつ日本出国（前日の午前0時）から日本入国（翌日の午後12時）（24時）までの間）とします。ただし、日本出国日から3か月後の午後12時までを限度とします。

(注3) 感染症は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条に規定する一類感染症、二類感染症、四類感染症および指定感染症（*）、ならびに「新型インフルエンザ」をいいます。（*）新型インフルエンザ感染症等、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第7条第1項の規定に基づき一類感染症、二類感染症、または二類感染症に選ばれる規定と同等の規定を適用することが法令で定められている場合に限ります。

(注4) 被保険者が自覚症状を訴えている場合であってもレントゲン検査、脳波検査、神経学的検査、眼科・耳鼻科検査等により、その根拠を客観的に証明することができないものをいいます。

(注5) テロ行為により発生したケガや損害に関しては、自動ケガの特約により保険金のお支払いの対象となります。

(注6) ご旅行開始前に被保険者が、その旅行のために他人から無償で借入した物品を含みます。

(注7) 既に存在していた身体に障害や病気の影響により、ケガや病気の程度が大きくなった場合、その影響があった時に相当する保険金をお支払いします。